

○脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、久慈市山形町地域（以下「山形町」という。）において、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素（以下「CO2」という。）の排出量実質ゼロを目指すとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の地産地消及び地域経済の循環を促進するため、脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）交付要綱（令和5年久慈市告示第115号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

（補助金の交付の条件の特例）

第3 要綱第7第5号の規定の適用について、補助対象者が固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）又はフィードインプレミアム制度の認定を取り消したことがわかる書類を市長に提出した場合は、当該認定を取得していないものとみなす。

（過去の市補助金との関係）

第4 補助対象者が過去に自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金（平成24年久慈市告示第49号）を活用し導入した再エネ等設備を有する場合、当該再エネ等設備の財産の処分の制限期間内は、太陽光発電システム整備については増設のみを対象とする。ただし、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号）第21条の規定により当該再エネ等設備の財産の処分について市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（補助対象設備の要件）

第5 要綱第4第1号才及び第2号才に規定する市長が別に定める要件は、次の各号及び別表第1に掲げるものとする。なお、事業の実施に当たっては、当該要件について、施工業者等に対して提示すること。

(1) 太陽光発電システム整備

ア 自立運転機能付きパワーコンディショナーを導入し、据置型蓄電池と組み合わせることで停電時に需要家が必要だと考える電力を供給できるものであること。

イ 自立運転機能付きのパワーコンディショナーによる非常用コンセントを設置

する場合は、次の要件を満たすこと。

(ア) 原則として、停電時に需要家が必要だと考える電力を使用する場所のできる限り近くに非常用コンセントを設置すること。

(イ) 屋上など停電時に需要家が必要だと考える電力の使用場所から離れた場所に非常用コンセントを設置する場合は、延長コードを用意するなど停電時に非常用コンセントを活用できるための措置を講じること。

(ウ) 非常用コンセントを屋外に設置する場合は、雨天時に雨に濡れ、機器の故障や漏電が発生しないよう、防水コンセントとするなど防水対策を講じること。

ウ 太陽光発電システムの固定方法については、次の要件を満たすこと。

(ア) 太陽電池モジュール及びその架台の固定方法は「JIS C8955:2017太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」（日本産業規格）などに示された固定荷重、風圧荷重その他これに類する一定の基準を満たすものであり、その内容を強度計算書などで確認できるものであること。

(イ) パワーコンディショナーや変圧器などの機器は原則としてアンカーボルトなどで壁や床のコンクリートなどに固定して設置すること。

(ウ) 屋上など停電時に需要家が必要だと考える電力の使用場所から離れた場所に非常用コンセントを設置する場合は、延長コードを用意するなど停電時に非常用コンセントを活用できるための措置を講じること。

エ 太陽光発電システムを屋根に設置する場合については、以下の要件を満たすこと。

(ア) 太陽電池モジュールを設置できる強度を有する建物であること。

(イ) 陸屋根などに架台を設置する場合は、架台の重量を含めた上で構造計算を行うこと。この場合において、冬季の雪を考慮して架台の設置の必要性の有無を検討すること。

(ウ) 屋根の形状が特殊な場合は、太陽電池モジュールを設置できる金具などがあることや納期を申請前に確認すること。

(エ) 架台などを設置するために屋根に穴を開ける場合は、屋根の修繕費用や雨漏りが生じないように施工できることを申請前に確認すること。

オ 実証段階、中古（使用済み）、リユースの製品でないこと。

(2) 蓄電池システム整備

- ア 蓄電池容量の合理性について説明できるものであること。
- イ 据置型の蓄電池であること。据置型蓄電池の固定方法は『建築設備耐震設計・施工指針2014年版』（一般財団法人日本建築センター）などに示された地震荷重など一定の基準を満たすものであり、原則として一定の基準を満たすことを強度計算書などで確認できるものであること。
- ウ 本補助事業で導入する太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- エ 据置型蓄電池から放電した分を本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力で日中に充電できるシステムであること。
- オ 原則として、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力の自家消費率の向上に資するものであること。
- カ 停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できるものであること。
- キ 実証段階の製品でないこと。

(補助対象経費)

第6 要綱第5に掲げる補助対象となる経費の例示は、別表第2のとおりとする。

(補助対象設備の処分制限期間)

第7 補助対象設備の処分制限期間は法定耐用年数とする。なお、法定耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）の耐用年数表により該当する数値を用いること。

(補助事業の期間)

第8 補助事業の実施期間は、原則として単年度とする。

別表第1（第5関係）

1 太陽光発電システム整備

補助要件	<p>ア 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>イ 再エネ特措法に基づくFIT制度の認定又はフィードインプレミアム制度の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>エ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次の（ア）～（シ）をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>（ア） 近隣住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>（イ） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>（ウ） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>（エ） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>（オ） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p>
------	---

(カ) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

(キ) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

(ク) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

(ケ) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

(コ) 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。

(サ) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(シ) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

オ 次の（ア）、（イ）のいずれかを満たすこと。

（ア） 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。

（イ） 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電

	<p>設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
--	---

2 蓄電池システム整備

<p>補助要件</p>	<p>ア 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>イ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>ウ 消防法（昭和23年法律第186号）ほか関係法令で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：エ〜クの全てを満たすこと】</p> <p>エ 蓄電池パッケージは、（蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。ただし、初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用するものとする。</p> <p>オ 性能表示基準は、初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、次に掲げる所定の表示がなされていること。</p> <p>（ア） 初期実効容量</p> <p>製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量をいい、使用者が独自に指定できない領域は含まない。</p> <p>（イ） 定格出力</p> <p>認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力をいう。この</p>
-------------	---

場合において、定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。

(ウ) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 施工業者等は、補助対象者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MW のいずれかとする。

(エ) 保有期間

補助金の交付を受けて対象システムを購入した場合、補助事業者は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。施工業者等は、このことを登録対象機器の添付書類に明記し、補助事業者へ注意喚起を行うこと。

(オ) 廃棄方法

施工業者等は使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

(カ) アフターサービス

施工業者等は国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

カ 蓄電池部安全基準

(ア) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）据置型リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(イ) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

キ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(ア) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）据置型リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

ク 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(ア) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

	<p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>ケ 保証期間</p> <p>（ア） メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	---

3 その他基盤インフラ設備（自営線・エネルギーマネジメントシステム等）

補助要件	<p>ア 地中化のための設備も補助対象とする。</p> <p>イ エネルギーマネジメントシステムについては、次の（ア）又は（イ）のいずれかを満たすこと。</p> <p>（ア） 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること</p> <p>（イ） システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。</p>
------	--

別表第2（第6関係）

補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契

			約、協定等に基づき負担する経費)
間接工事費	共通仮設費		<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	現場管理費		<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	一般管理費		<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
付帯工事費			<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
機械器具費			<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
測量及試験費			<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器</p>

			の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。